

提案基準²¹ 付属建築物として最低限必要な管理棟の建築行為等に係る特例措置

市街化調整区域に存する、又は、新たに設置する駐車場・資材置場（以下「施設」という。）を適正に利用するために最低限必要な管理棟を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 管理棟は、施設で作業する労働者のための最低限必要なものであること。
- 2 管理棟の位置は、施設内に建築するものであること。
- 3 管理棟の敷地の規模は、次によるものであること。
 - （1）施設に係るものは、その面積が2,000平方メートル以上の場合に限り、概ね30平方メートル以下とする。
 - （2）専用通路を必要とする場合は、当該専用通路部分の面積は含まないものとする。
- 4 施設は、9メートル以上（周辺状況によりやむを得ない場合は6メートル以上）の幅員を有する道路に接していること。
- 5 施設の存する土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 管理棟は、休憩室、管理室、便所、更衣室、シャワー室等の用途であること。なお、営業活動、事業活動を行わないものであること。
- (2) 基準4の「周辺状況によりやむを得ない場合は6メートル以上」とは、車両（軽自動車以上）が2方向に分散し、待機及び迂回ができる6メートル以上の幅員を有する道路をいう。

（産業廃棄物処理施設等の基準の適用に係る経過措置）

1 この提案基準の改正の日（平成29年4月1日）前に、改正前の提案基準の規定によりなされた産業廃棄物の処理施設等に係る申請は、相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針第4条の規定による事前協議書を提出し、かつ、平成29年12月31日までに事前協議が終了した場合で、平成30年7月31日までに相模原市開発審査会の議を経たものによっては、なお従前の例による。